上郡町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（21年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 20年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
21	17,291	8,077,287	207,268	1,263,202	15.6	13.3

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
21	145	510,119	78,640	200,654	789,413	5,444

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円
5,854

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、21年４月１日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与の抑制措置、改正事項等

年度	一般職	特別職等
平成16年度	管理職手当の約30%減額	給料の引下げ(町長、助役、教育長)
平成17年度	管理職手当の約30%減額(継続)	給料の引下げ、調整手当廃止 (町長、助役、教育長) 議会議員の報酬引下げ
平成18年度	管理職手当の約30%減額(継続) 地域手当(3%)の不支給 退職予定特別昇給の廃止 特殊勤務手当の見直し ・現場作業手当(企業職)の廃止	給料の減額(H18.7.1～) ・町長　20%減額 ・助役　12%減額 ・教育長　6%減額
平成19年度	管理職手当の約30%減額(継続) 地域手当(3%)の不支給(継続) 特殊勤務手当の見直し ・塵芥処理作業手当を月額から日額へ ・塵芥処理精励手当の廃止	給料の減額(継続) ・町長　20%減額 ・副町長　12%減額 ・教育長　6%減額
平成20年度	給料の2%カット(給料を基礎とする手当を含む) 管理職手当の約40%減額 地域手当廃止	給料の減額 ・町長　22%減額 ・副町長　14%減額 ・教育長　8%減額
平成21年度	給料の2%カット(給料を基礎とする手当を含む) 管理職手当の約40%減額(継続) 旅費急行料金の実費支給 持家の住居手当を月額3,500円から2,500円に改正(平成21年12月分より)	給料の減額 ・町長　22%減額 ・副町長　14%減額 ・教育長　8%減額
平成22年度	管理職手当の約40%減額(継続)	―
平成23年度	―	給料の減額(H23.4.1～) ・町長　20%減額 ・副町長　12%減額 ・教育長　6%減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

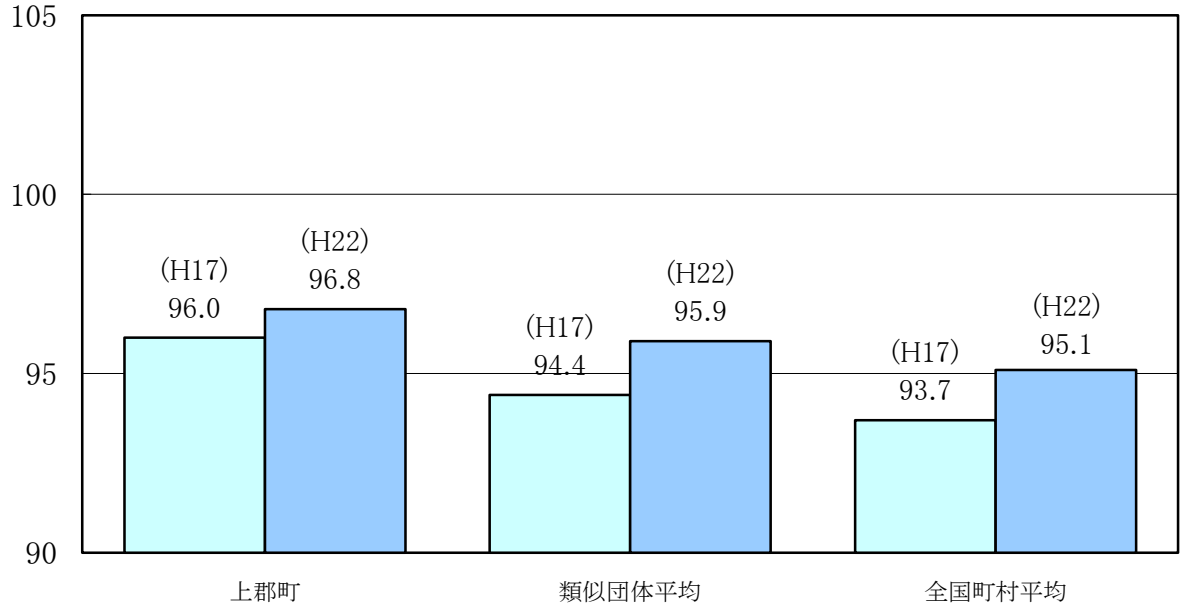

（注）１ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
上郡町	42.1 歳	322,026 円	368,018 円	347,574 円
兵庫県	44.2 歳	342,700 円	436,084 円	円
国	41.9 歳	325,579 円	―	395,666 円
類似団体	43.3 歳	324,189 円	369,669 円	351,838 円

（注） 平均給与月額には、期末勤勉手当は含まない。

②技能労務職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額（国ベース）
上郡町		48.3 歳	317,016 円	363,898 円	333,944 円
	うち清掃職員	48.3 歳	319,919 円	373,269 円	339,669 円
	うちその他	48.7 歳	299,600 円	307,673 円	299,600 円
兵庫県		49.8 歳	333,700 円	400,869 円	―
国		49.3 歳	284,514 円	―	322,291 円
類似団体		48.3 歳	283,952 円	305,811 円	296,791 円

（注）１ 「平均給料月額」とは、22年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。ただし、期末勤勉手当は含まない。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

区 分	民 間			(参考)
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	(A)／(B)
清掃員	廃棄物処理業作業員	44.6 歳	294,000 円	1.27

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	上郡町(C)	民間(D)	C／D
清掃員 (廃棄物処理作業員)	5,653,795 円	4,085,100 円	1.38

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17～19年の3ヵ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（22年４月１日現在）

区 分		上郡町	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	137,280 円	－ 円
	中 学 卒	129,200 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年４月１日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	257,533 円	302,500 円	357,700 円
	高 校 卒	－ 円	265,700 円	295,700 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	― 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

(注)該当の経験年数の者がいない場合は、近似の経験年数の者がいれば記載。

３ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事･技師	人 15	% 9.0
2 級	主事･技師	人 19	% 11.4
3 級	係長･主査･主任	人 72	% 43.4
4 級	課長補佐･係長	人 27	% 16.3
5 級	課長･副課長	人 25	% 15.1
6 級	技監･課長	人 8	% 4.8

（注） 1 上郡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

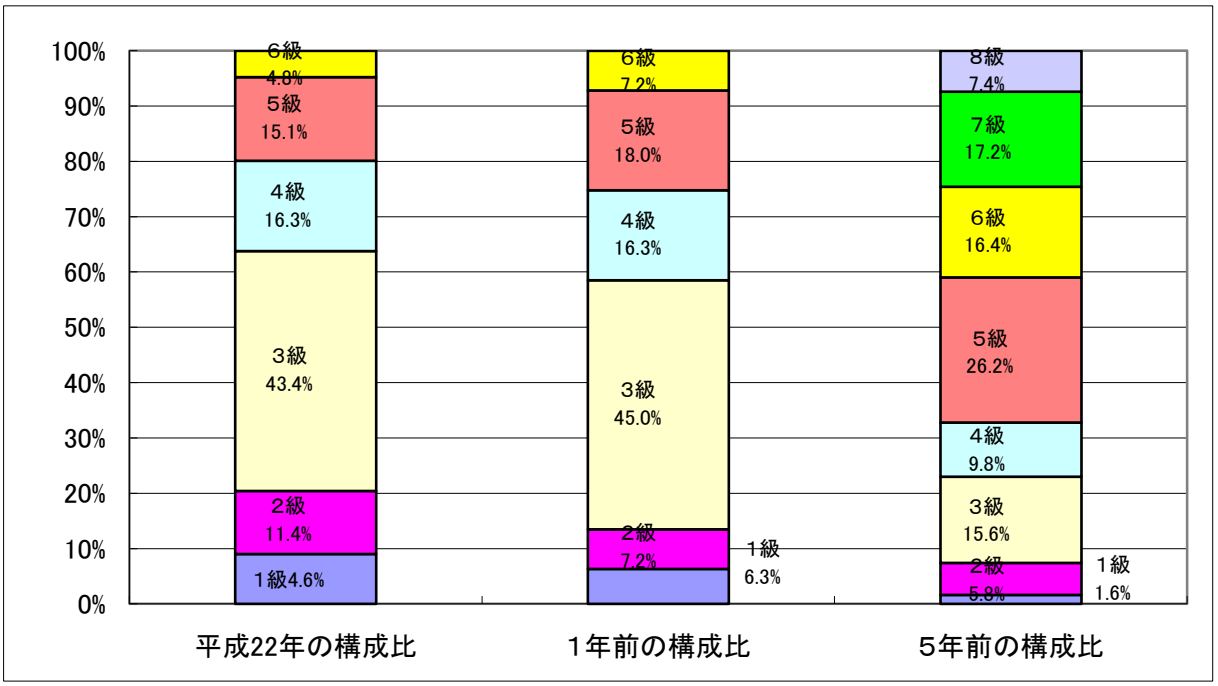

（注）平成18年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

上郡町においては、職員の資質の向上を図っていくため、人事評価制度等の導入を進めているが、給与等への反映については試行結果を検証しながら検討している。ただし、勤務状況の昇給への反映は現在も実施。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上郡町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,690　千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,846　千円	―
(21年度支給割合) 期末手当　2.95　月分 勤勉手当　1.45　月分	(21年度支給割合) 期末手当　2.75　月分　(　1.50　)月分 勤勉手当　1.40　月分　(　0.70　)月分	(21年度支給割合) 期末手当　2.75　月分　(　1.50　)月分 勤勉手当　1.40　月分　(　0.70　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6，5級については10%、4，3級については5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算4～10%、管理職加算5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

上郡町においては、職員の資質の向上を図っていくため、人事評価制度等の導入を進めているが、勤勉手当への反映については試行結果を検証しながら検討している。ただし、勤務実績の手当への反映は現在も実施。

(2) 退職手当（22年４月１日現在）

上郡町(水道事業を含む)			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	ー 千円	19,898 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（22年４月１日現在）

支給実績(21年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全町域	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（22年４月１日現在）

支給実績(21年度決算)			851 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			141,900 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)			3.6 %
手当の種類(手当数)			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	医師業務	月額110万円を超えない範囲
伝染病防疫作業手当	全職員	伝染病防疫作業	日額100円
塵芥処理作業手当	清掃作業職員	塵芥処理作業	日額600円
行旅死亡人等取扱作業手当	全職員	行旅死亡人取扱作業	1回につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	32,898 千円
職員１人当たり平均支給年額（21年度決算）	205 千円
支給実績（20年度決算）	24,872 千円
職員１人当たり平均支給年額（20年度決算）	155 千円

(6) その他の手当（22年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円/月 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ※満16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月	同		21,212 千円	268,507 円
住居手当	持家居住者 世帯主に限り月額3,500円	異	新築・購入後5年間に限り2,500円	8,081 千円	95,076 円
	借家居住者 ・家賃23,000円以下 月額 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 55,000円以下 月額（家賃額－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円超 月額 27,000円(支払限度額)	同			
通勤手当	交通機関利用者 実費支給(限度額55,000円)	同		10,451 千円	76,850 円
	交通用具利用者 通勤距離により1,000円～26,700円	異	2,000円～24,500円		
管理職手当	課長相当職9% 副課長相当職6% 幼稚園長、保育所長5%	異	国は25%を超えない範囲	12,412 千円	354,634 円

５　特別職の報酬等の状況（22年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町長	817,000 円	860,000 円／	505,000 円
	副町長	672,000 円	715,000 円／	448,000 円
報酬	議長	395,000 円	420,000 円／	218,000 円
	副議長	302,000 円	360,000 円／	174,000 円
	常任委員長 議運委員長	275,500 円	－ 円／	－ 円
	議員	271,000 円	345,000 円／	156,000 円
期末手当	町長 副町長	(21年度支給割合) 4.20 月分		
	議長 副議長 常任委員長 議運委員長 議員	(21年度支給割合) 4.20 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	817,000×0.41×48	16,078,560	任期ごと
	副町長	672,000×0.25×48	8,064,000	任期ごと
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成21年	職員数 平成22年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	24	25	1	課新設により増員
		税務	11	10	△1	行政改革に伴い減員
		農林水産	12	12		
		商工	3	3		
		土木	17	17		
		民生	24	24		
		衛生	18	18		
		計	112	112		＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 6.47 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.75 人)
	教育部門		34	34		
	小計		146	146		＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 8.44 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.80 人)
公営企業等会計部門	病院		2	2		
	水道		7	6	△1	行政改革に伴い減員
	下水道		5	5		
	その他		8	8		
	小計		22	21	△1	
合計			168 [205]	167 [205]	△1 [0]	＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 9.72 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。
　　３　部門名は、国が行う統計上の種別であり、町組織の課名とは異なる。

(2)年齢別職員構成の状況（21年４月１日現在）

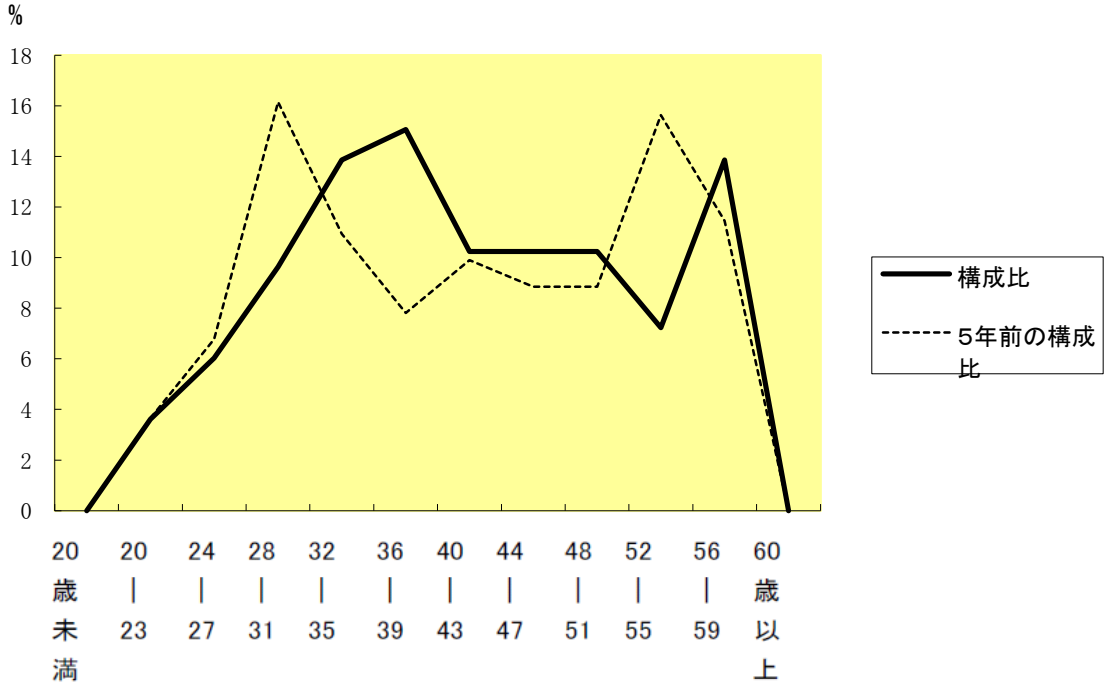

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 6	人 10	人 16	人 23	人 25	人 17	人 17	人 17	人 12	人 23	人 0	人 166

（注）職員数には教育長を含む。

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 193	人 167	人 △26	% △13.5

（参考）上郡町行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	△13.5%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	129	120	121	111	112	112	－	113
	増減		△9	1	△10	1	－	△17(106.3%)	△16
教育	職員数	44	41	37	36	34	34	－	35
	増減		△3	△4	△1	△2	－	△10(111.1%)	△9
公営企業等会計	職員数	20	21	20	23	22	21	－	19
	増減		1	△1	3	△1	△1	1(-100%)	△1
計	職員数	193	182	178	170	168	167	－	167
	増減		△11	△4	△8	△2	△1	△26(100%)	△26

（注）１　計画期間は、１７年～２２年の５年間である。
２　（　%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

７　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 20年度の総費用に占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
21	349,710	24,668	46,032	13.2	13.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
21	7	26,953	8,253	10,826	46,032	6,576

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数は、平成２１年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

給与等の抑制(企業職分のみ再掲。詳しくは1(3)を参照。)

・平成18年10月1日から現場作業手当を廃止

②　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成21年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上郡町	47.4　歳	352,533　円	583,358　円
市町村平均(政令指定都市除く)	歳	円	円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

上郡町	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(21年度) 1,690　千円	1人当たり平均支給額(21年度) 千円
(21年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.95　月分　1.45　月分	(20年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 ―　月分　―　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務級6，5級については10%、4，3級については5%	(加算措置の状況) ―

イ　退職手当（22年４月１日現在）

（団体内職員は兵庫県市町村職員退職手当組合より支給するため前掲）

ウ　地域手当

（平成22年４月１日現在）

支給実績(21年度決算)		0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全町域	0　%	0　人	0　%

エ　特殊勤務手当（22年４月１日現在）

支給実績(21年度決算)		0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		0.0　%	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ　時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	765　千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	109　千円
支給実績（20年度決算）	804　千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	115　千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（22年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	4の(6)で記載したとおり	同		1,320　千円	264,000　円
住居手当	4の(6)で記載したとおり	同		458　千円	91,600　円
通勤手当	4の(6)で記載したとおり	同		247　千円	41,300　円
管理職手当	4の(6)で記載したとおり	同		499　千円	499,234　円
企業職員手当	給料月額の10%	異	制度無	2,943　千円	420,508　円